

毎月勤労統計調査について

令和2年3月16日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

平成16年から平成23年までの遡及推計について

推計工程の概要（実数集計）

推計作業の工程の概要は以下のとおり。

I 実数集計

遡及推計する期間を6つに分けてそれぞれに対応したプログラムを作成し、推計を実施している。また、計算手順の確認のためのダブルチェックに着手したところ。

- (1) 平成16年新1月分から平成16年12月分調査の従来集計（産業分類の付け替え）
- (2) 平成16年新1月分から平成18年12月分調査の再集計
- (3) 平成19年新1月分から平成21年旧1月分調査の再集計（抽出替えの対応）
- (4) 平成21年新1月分から平成21年12月分調査の再集計（抽出替えの対応）
- (5) 平成22年1月分から平成23年1月分調査の再集計（産業分類変更の対応 参考1 前回の検討事項参照）
- (6) 平成23年2月分調査から平成24年旧1月分調査の再集計（雇用保険データによる補正実施）
- (7) 平成16年新1月分から平成24年旧1月分の再集計のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

II 実数推計の検証作業

- (8) 調査票データの確認できない平成19年旧1月分実数の推計
- (9) 実数推計結果の検証
 - a 産業、事業所規模別の母集団労働者数の確認、母集団補正（補正率等）の検証
 - b 産業、事業所規模別抽出替え時のギャップ率の確認
(平成19年新旧1月分、平成21年新旧1月分及び平成24年新旧1月分のギャップ率)
- (10) 調査産業計に影響しない単位集計産業区分について上記I（1）の検証（平成16年1月分から12月分）
- (11) 調査産業計に影響しない単位集計産業区分について平成16年新1月分から平成24年旧1月分の再集計・確認

推計工程の概要（2015年基準指数）

III 2015年基準の指数作成（平成19年改定の産業分類による指数、参考2参照）

雇用指数と賃金・労働時間指数ごとに各期間におけるギャップ修正のためのプログラムを作成し、ギャップ修正を行う。併せて計算手順の確認のためのダブルチェックを行い、その後推計結果の検証を行う。

(1) 平成16年1月分から平成23年12月分の実数集計の結果から平成27（2015）年を100とする暫定指数を作成。

(2) 雇用指数

- a 平成13年事業所・企業統計調査と平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成16年1月分調査から平成18年6月分調査まで
- b 平成18年事業所・企業統計調査と平成21年経済センサス基礎調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成18年7月分調査から平成21年6月分調査まで
- c 平成21年経済センサス基礎調査と平成26年経済センサス基礎調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成21年7月分調査から平成23年12月分調査まで
- d 平成16年新1月分から平成23年12月分のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

(3) 賃金・労働時間指数

- a 平成19年1月分の抽出替えに伴う指数の修正を実施
平成18年12月分までの全期間の指数を平成19年1月分の新旧のギャップ率で平行移動して修正する。
- b 平成21年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成16年2月分～平成20年12月分までの指数をギャップ修正する。
- c 平成24年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成21年2月分～平成23年12月分までの指数をギャップ修正する。
- d 平成16年新1月分から平成23年12月分のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

(4) 季節調整済み指数の作成

(5) 推計結果の検証

- a 平成16年1月分から平成24年1月分のギャップ修正後指数による前年同月比等の検証
- b 平成16年1月分から平成24年1月分のギャップ修正後指数による季節調整済み指数（前月比）等の検証
- c 検証結果により実数の推計方法やギャップ修正方法の検討を行い、II及びIIIの作業を再度実施する。

推計工程の概要（2005年基準指数）

IV 2005年基準の指数作成（平成14年改定の産業分類による指数、参考2参照）

産業分類の改訂に伴い、平成21年までしか作成できない産業分類があるため、2005年（平成17年）基準の指数も作成する。

雇用指数と賃金・労働時間指数ごとに各期間におけるギャップ修正のためのプログラムを作成し、ギャップ修正を行う。併せて計算手順の確認のためのダブルチェックを行い、その後推計結果の検証を行う。

(1) 平成16年1月分から平成21年12月分の実数集計の結果から平成17（2005）年を100とする暫定指数を作成。

(2) 雇用指数

a 平成13年事業所・企業統計調査と平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成16年1月分調査から平成18年6月分調査

b 平成18年事業所・企業統計調査と平成21年経済センサス基礎調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成18年7月分調査から平成21年6月分調査

c 平成16年新1月分から平成21年6月分のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

(3) 賃金・労働時間指数

a 平成19年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成18年12月分までの全期間の指数を平成19年1月分の新旧のギャップ率で平行移動して修正する。

b 平成21年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成16年2月分～平成20年12月分までを実施する。

d 平成16年新1月分から平成20年12月分のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

(4) 推計結果の検証

a 平成16年1月分から平成20年12月分のギャップ修正後指数による前年同月比等の検証

b 検証結果により実数の推計方法やギャップ修正方法の検討を行い、II～IVの作業を再度実施する。

前回の検討事項 平成22年1月分母集団労働者数の作成のイメージ図

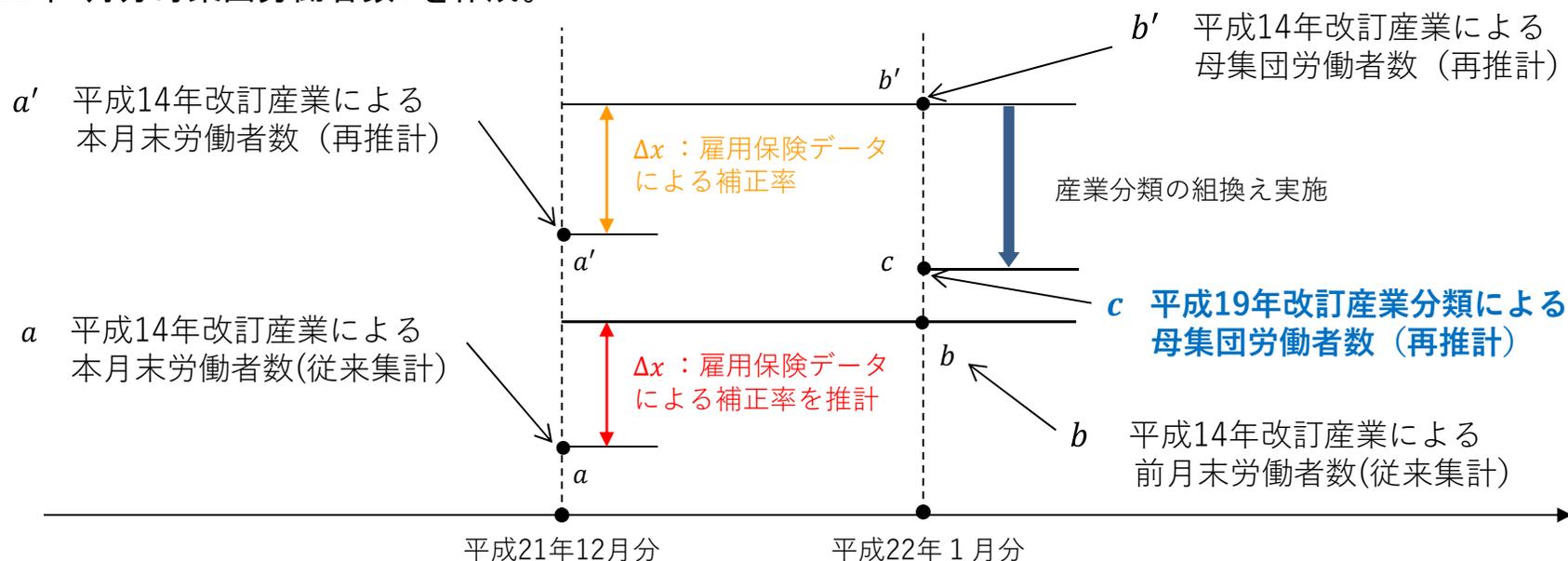
参考1

・平成22年1月分調査(平成19年改訂の産業分類へ表章の変更)

平成21年12月分の本月末労働者数に対して平成19年改訂の産業分類に組換え後、雇用保険データによる補正と毎月勤労統計データによる補正を行い平成22年1月分母集団労働者数を作成する方法について検討。

⇒ 産業分類を先に組み替えると、雇用保険データによる補正率 Δx の推計ができない。

⇒平成14年改訂産業分類による平成22年1月分の従来の集計結果から雇用保険による補正率 Δx の推計を行った後、雇用保険データによる補正と毎月勤労統計データによる補正を行い、平成19年改訂の産業分類に組換えて平成22年1月分母集団労働者数 c を作成。



注)調査産業計や組換えがない産業分類では、 b' と c は一致する。

指数の作成産業

参考2

平成21年まで2005年基準で作成する産業	
平成21年以前の指数作成産業（平成14年改訂産業）	
M	飲食店、宿泊業
Q	サービス業
F 11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品除く）
F 12	衣服・その他の繊維製品製造業
F 17	化学工業
F 18	石油製品・石炭製品製造業
F 21	なめし革・同製品・毛皮製造業
F 26	一般機械器具製造業
F 27	電気機械器具製造業
F 28	情報通信機械器具製造業
F 31	精密機械器具製造業
F 32	その他の製造業
H 37	通信業
H 40	インターネット付随サービス業
H 41	映像・音声・文字情報制作業
J 49	各種商品卸売業
J - 2	小売業
J 57	食料品小売業
J 58	自動車・自転車小売業
K 64	貸金業、投資業等非預金信用機関
O 77	その他の教育、学習支援業
P 79	協同組合（他に分類されないもの）
Q 80	専門サービス業（他に分類されないもの）
Q 84	娯楽業
Q 89	広告業
Q 90	その他の事業サービス業

2015年基準及び2005年基準で作成する産業（※1）	
平成21年以前の指数作成産業（平成14年改訂産業）	平成22年以降の指数作成産業（平成19年改訂産業）（※2）
T L	調査産業計
D	鉱業
E	建設業
F	製造業
G	電気・ガス・熱供給・水道業
H	情報通信業
I	運輸業
J	卸売・小売業
K	金融・保険業
O	教育、学習支援業
N	医療、福祉
P	複合サービス事業
E 06	総合工事業
E 07	職別工事業（設備工事業を除く）
E 08	設備工事業
F - 1	消費関連製造業
F - 2	素材関連製造業
F - 3	機械関連製造業
F 09	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
F 13	木材・木製品製造業（家具を除く）
F 14	家具・装備品製造業
F 15	パルプ・紙・紙加工品製造業
F 16	印刷・同関連業
F 19	プラスチック製品製造業
F 20	ゴム製品製造業
F 22	窯業・土石製品製造業
F 23	鉄鋼業
F 24	非鉄金属製造業
F 25	金属製品製造業
F 29	電子部品・デバイス製造業
F 30	輸送用機械器具製造業
G 33	電気業
H 39	情報サービス業
I 42	鉄道業
I 43	道路旅客運送業
I 44	道路貨物運送業
J - 1	卸売業
J 50	繊維・衣服等卸売業
J 51	食料品卸売業
J 53	機械器具卸売業
J 55	各種商品小売業
J 56	織物・衣服・身の回り品小売業
K 61	銀行業
K 62	協同組織金融業
K 65	証券業、商品先物取引業
K 67	保険業（保険媒介代理店、保険サービス業を含む）
L	不動産業
Q 88	物品賃貸業
Q 81	学術・開発研究機関
M - 1	飲食店
M 72	宿泊業
O 76	学校教育
N 73	医療業
N 75	社会保険・社会福祉・介護事業
Q 85	廃棄物処理業
Q 86	自動車整備業、機械等修理業
TL	調査産業計
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス事業
D06	総合工事業
D07	職別工事業（設備工事業を除く）
D08	設備工事業
E-1	消費関連製造業
E-2	素材関連製造業
E-3	機械関連製造業
E09	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）
E13	家具・装備品製造業
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業
E15	印刷・同関連業
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
E19	ゴム製品製造業
E21	窯業・土石製品製造業
E22	鉄鋼業
E23	非鉄金属製造業
E24	金属製品製造業
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
E31	輸送用機械器具製造業
F33	電気業
G39	情報サービス業
H42	鉄道業
H43	道路旅客運送業
H44	道路貨物運送業
I-1	卸売業
I51	繊維・衣服等卸売業
I52	食料品卸売業
I54	機械器具卸売業
I56	各種商品小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業
J62	銀行業
J63	協同組織金融業
J65	金融商品取引業、商品先物取引業
J67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K68	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
K70	物品賃貸業
L71	学術・開発研究機関
M75	宿泊業
M76	飲食店
O81	学校教育
P83	医療業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業
R88	廃棄物処理業
R89	自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）

平成22年以降2015年基準で作成する産業	
平成22年以降の指数作成産業（平成19年改訂産業）	
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
R	サービス業（他に分類されないもの）
E11	繊維工業
E16	化学工業、石油製品・石炭製品製造業
E25	はん用機械器具製造業
E26	生産用機械器具製造業
E27	業務用機械器具製造業
E29	電気機械器具製造業
E30	情報通信機械器具製造業
E32	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
G37	通信業
G41	映像・音声・文字情報制作業
I-2	小売業
I58	飲食物品小売業
I59	機械器具小売業
J64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
L72	専門サービス業（他に分類されないもの）
L73	広告業
L74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N80	娯楽業
O82	その他の教育、学習支援業
Q87	協同組合（他に分類されないもの）
R91	職業紹介・労働者派遣業
R92	その他の事業サービス業

※1 平成21年以前と平成22年以降の指数は常用労働者数の変動が3%以内の場合に接続するものとして取り扱っている。

※2 2015年基準で指数を作成する場合は、平成21年以前の指数について、平成19年改訂産業の名称で指数を作成する。

現在の表章産業は平成25年改訂産業を用いているが、平成19年改訂産業と同じ。